

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和 7年 8月 22日

和歌山県知事様

和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278
美浜町商工会
会長 橋本 健治

和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278
美浜町
町長 篠内 美和子

令和7年2月28日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制
（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏名：中西 友加利
連絡先：美浜町商工会 TEL：0738-22-8193

【変更後】 氏名：山本 将太
連絡先：美浜町商工会 TEL：0738-22-8193

【変更理由】 法定経営指導員である美浜町商工会所属の中西友加利氏が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である山本将太氏へ変更するもの。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：山本 将太

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

また、当町の地震・津波ハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2m程度の浸水が予想されているほか、町内全域の約46%を超える範囲で浸水が予想されている。また、事業所が多く立地する和田地区及び松原地区においては液状化も予想されている。

(洪水)

当町の洪水ハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、浸水が予想されていないが、小売業が多く立地する上田井区及び田井畠区では2m程度の浸水が予想されている。

(土砂災害)

当町の土砂災害ハザードマップによると、入山地区は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、建設業の資材置き場が立地している。

(その他)

町内の西川流域における一部の地域では、これまでに数々の水害に見舞われてきた。特に、平成29年の台風21号においては大雨、洪水、土砂災害等の被害を及ぼした。この台風により、当町では人的被害には無かったが、床下浸水などの住家被害があった。

また、当町は海に面した町であるため、毎年波浪による道路の通行止めが多発している。

平成30年台風24号では、波浪・高潮による避難指示も発令した実績もある。

令和5年6月には梅雨前線による大雨及び台風2号による被害もあった。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 287人
- ・小規模事業者数 266人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	52	52	町内に広く分散している
	製造業	21	18	町内に広く分散している
	卸小売業	61	53	町内集落地と同様に点在
	飲食業・宿泊業	38	35	御坊市隣接地に多い以外は分散
	サービス業	65	60	町内に広く分散している
	その他	50	48	

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	R6. 3改訂	必要に応じて改訂。
防災訓練の実施	R6. 11	年1回実施（11月5日付近。）
防災備品の備蓄	R6. 11現在	備蓄食料（2日分程度） ・水、アルファ米等 災害用トイレ ・マンホールトイレ 2,000人対応可能
防災講演会の開催	R6. 2	年1回実施（約100人が参加）
防災相互応援協定の締結	H28. 10. 29	・MIHAMA商工会サミット参加自治体 愛知県美浜町、福井県美浜町、三重県御浜町、 和歌山県美浜町
国土強靭化地域計画の策定	R4. 3. 23	
防災行政無線デジタル化	R3. 3月導入	

②当会の取組

項目	年月	備考
町の防災ハザードマップを会館内掲示	H27. 04	会員事業者の出入りの多い2階会議室に掲示
MIHAMA商工会サミット（愛知、福井、三重、和歌山）で災害時相互応援協定調印	H25. 11	生活物資の提供や復旧活動支援など
県火災共済と連携して損害保険加入促進	毎月	1回4事業所程度訪問し制度説明と加入勧奨
防災時の避難誘導等のアプリ「みたちょ」や「和歌山県防災ナビ」の導入パンフの窓口配布などによる周知支援	H28. 10	窓口にQRコード付き名刺を設置し、広報
防災備品	R4. 3	消火器・詰め替え処理（2台） エマージェンシーリュック（2組） 避難用ヘルメット（6個）

2 課題

- ・南海トラフ巨大地震ハザードマップによる商工会員所在地調査では、4m以上の津波浸水域に約3割の事業所が立地しており、1m～4mの地域にはさらに多くの事業所が立地している。非会員の立地を見てもほぼ同様であり、津波発生時には町内事業者の多くに甚大な被害が予想される。このため復興支援については長期的な計画が必要とされるが、現状では想定できていない。
- ・美浜町商工会組織として事業継続計画を策定しているが、災害発生時の職員の初動対応や取組優先度を理解できているか不明確である。地域外から出勤している職員がいる中、災害発生時には、地元職員だけで対応できるか不安である。初動対応等について明確にする必要がある。
- ・技術やノウハウ等を事業者のみが保有し、加えて後継者のいない高齢経営者も多く事業継続が困難になるケースがかなりあることが想定される。
- ・美浜町商工会においては、事業継続力強化支援に関して、小規模事業者に適切なアドバイスができるノウハウを有する職員が足りない。
- ・経営指導員では保険や共済に関わる詳しい助言は不可能で保険会社との連携体制を構築しなければならない

3 目標

○成果目標

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	6	6	6	6	6	30
啓発者数（計画策定、災害リスク周知）	200	200	200	200	200	1,000
フォローアップ事業者数	6	12	18	24	30	90
事業者数（経済センサス）			266			

○実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク認識を進める	・町による防災セミナーの広報やハザードマップ再配布 ・リスクや災害後の生活についての具体的な内容を示したリーフレットを作成する	リーフレット作成後会員事業者へ配布（変更や修正があれば再度作成しなおして配布する。）
小規模事業者の事業継続力の獲得と向上	地区内小規模事業者の事業継続力の獲得と向上に向け、事業継続力強化計画の作成や見直しを支援	・事業継続計画(BCP)や事業継続力強化計画のセミナーの開催 ・事業計画作成後の見直しについて、専門家の派遣等を実施する	年10事業者
情報連絡体制の整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行える体制を整備。他県商工会間での情報共有及び情報交換	当会と当町の担当者会議を開催するなど、発災時の連絡方法や連絡時期を確認。 サミット協定商工会情報共有会議の提案	役場との協議は年1回程度。サミット情報共有会議も年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	担当者会議開催	年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行えるように保険会社との連携体制を強化する	損保会社や火災共済等と共同で巡回指導や案件があればその都度相談会を実施する	・相談会は案件があればその都度実施対応する ・2ヶ月に1回程度共済担当職員と事業所訪問する。 延40件

4. その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように事前の対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、町が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な想定訓練等について、必要に応じて専門家の指導も仰ぎながら指導及び助言を行う。
- 小規模事業者に対しては、各業種にあった支援計画のテンプレートなどを作成し、自社にあった計画を作成できるよう周知する。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- 令和2年3月末作成。

③関係団体等との連携

- 特定非営利活動法人事業継続推進機構や和歌山県が包括連携協定を結ぶ損保会社、和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを広域地域エリアの商工会と共同して実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- 連携している損保会社や火災共済等と共同して巡回指導を行い、連携を密にして保険・共済に対して適切な助言を行える巡回支援を行う。
- 美浜町は農業が一番の優先順位であるため、今後は農協との連携も必要になる。
- サミット協定商工会間での情報共有会議での具体的な連携体制の確認

④フォローアップ

- 小規模事業者のBCP等取組状況の確認と必要に応じた専門家支援の実施
- 美浜町防災まちづくりみらい課と美浜町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（大規模地震）が発生したと仮定し、当市町村との連絡ルートの確認等を行う（年1回の情報連絡体制、連携体制関係者会議に合わせて訓練を実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。

職員間SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、町内在住の職員においては自宅周辺地域の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

②応急対策の方針決定

- ・職員等の安全確保と業務従事の可否が確認された後、当会商工会館及び当町役場庁舎の罹災状況（稼働の可否）が確認できたら、当会と当町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（台風・豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

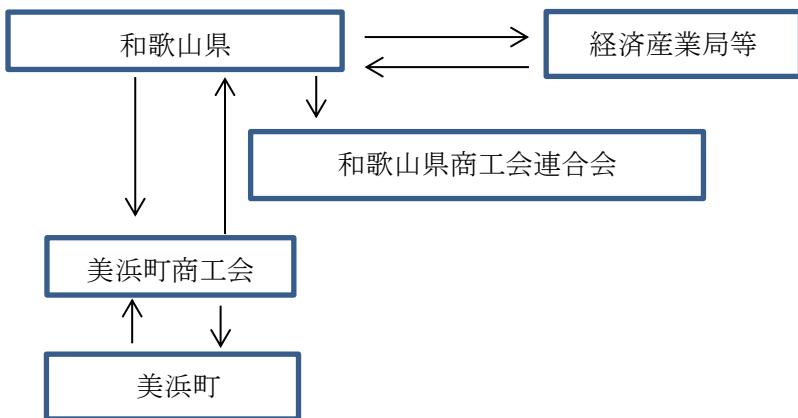
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	5日に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や市町村地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

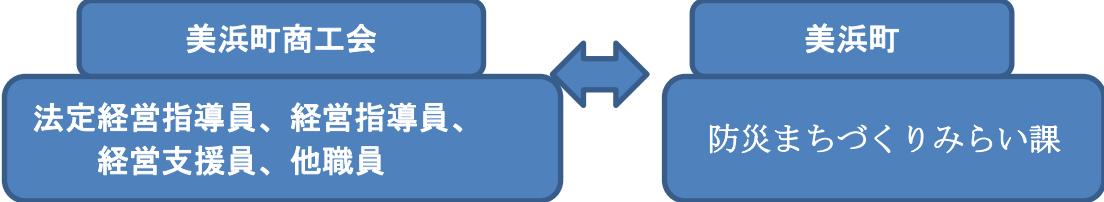
- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、サミット協定商工会地域への応援派遣要請を行い、それ以上の復興支援が必要な場合については、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

- ・本計画は、商工会及び町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年8月現在)	
1 実施体制 (美浜町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／美浜町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／美浜町商工会と美浜町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 山 本 将 太 (連絡先は下記3(1)参照)	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
3 商工会、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 美浜町商工会 経営支援課 〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138番地の278 TEL : 0738-22-8193 / FAX : 0738-23-5109 E-mail : s-mihama@naxnet.or.jp	
(2) 関係市町村 美浜町役場防災まちづくりみらい課 〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138番地の278 TEL : 0738-23-4902 / FAX : 0738-23-3523 E-mail : kikaku@town.wakayama-mihama.lg.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	150	150	150	150	150
・啓発活動グッズの作成	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美浜町補助金、和歌山県小規模事業経営支援事業費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。